

広報

みずかみ

10
2009

NO. 453



子ども奉納相撲

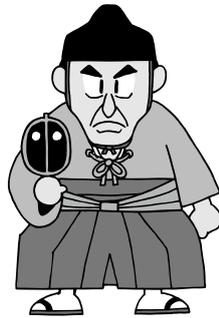
一の宮神社 秋季大祭 (9月13日)

一の宮神社例大祭

平成二十一年九月十三日（日）、午前十時より湯山「一の宮神社」において「一の宮神社例大祭」が開催されました。

まず、こども御輿が神社に集結。神事が行われた後、恒例の子供相撲が始まりました。今年は、四十名の子供が参加。小さいながら、大きな相手に向かう選手や、土俵際で踏ん張る選手に、場内からは大きな声援が送られていました。

また、相撲の後は、地元婦人部による舞踊も披露され、秋晴れの一日を参加者全員楽しく過ごされていたようです。



もとゆの森清掃作業

平成二十一年九月六日と七日に一の宮神社総代会と湯山温泉旅館組合による「もとゆの森」ボランティア清掃作業が行われました。

これは、毎年恒例行事として行われており、旅館組合の方々は足湯の清掃、一の宮神社総代会の方々は公園の除草作業を実施されました。

残暑厳しい日差しの中、皆さん汗だくになりながら一生懸命作業をして頂き、とても奇麗になりました。この公園にいられた方もきつと気持ち良く利用される事でしょう。

善意のご厚意に心からお礼申し上げます。ありがとうございます。

これからも、美しい村づくりのため皆様方のご協力をお願い致します。



水上中学校人権教育研究発表会

十月三十日

(金)、水上
中学校で人権
教育研究発表
会を実施しま
す。

昨年度か
ら、文部科学
省並びに熊本
県教育委員会より人権教育研究校の指
定を受け、実践研究を進めてきました。



人権の三角旗 (H20.2.16 完成)

研究主題「豊かな人権感覚を持ち、
認め合い、ともに生きる生徒の育成」
を目指し、「人権感覚を育む学習活動
づくり」と「よさを認め合う集団づく
り」を通して、豊かな人権感覚の育成
に努めてきました。水中生一人ひとりの
輝きを発表しますので、応援よろし
くお願いします。

一 公開授業Ⅰ (各教室)

- 一年・学活 (よりよい人間関係)
- 二年・道徳 (思いやりの心)
- 三年・国語 (おくのほそ道)

なお、当日の内容は、次の通りです。



あじさい学習の様子 (H21.6.30)



二 公開授業Ⅱ (体育館)

○三年・人権学習 (ハンセン病回復
者等の人権について)
※三年生の授業に一・二年生も参加
する「あじさい学習」です。

三 生徒発表 (体育館)

- 生徒会
- 全校生徒
- (いじめ根絶宣言を中心に)
- (人権標語・作文による構成詩)

全国中学校柔道大会及びソフトボール九州大会について

7月26日に開催された熊本県中体連柔道大会において、水上中学校3年生の小野将知くんが見事優勝。8月に開催された九州大会(佐賀県)と全国大会(沖縄県)に出場しました。残念ながら上位入賞はなりませんでした。県代表として精一杯頑張ってくれました。

また、ソフトボール部の大石華奈子さん、平山美幸さんは、熊本県選抜として九州大会(長崎県)に出場し、主軸選手として試合で活躍しました。



全国大会に出場した 小野将知くん



九州大会に出場 大石華奈子さん(上段右)、平山美幸さん(上段右2)



出産育児一時金について（お知らせ）

出産育児一時金は、平成21年10月から平成23年3月までの間、小児化対策の一環として、以下のとおりとなります。

- ①原則42万円となります。（4万円引上げられます。）
- ②病院等から請求される出産費用については、原則42万円の範囲内で加入する医療保険者（国民健康保険など）から病院等に出産育児一時金を直接支払うことになるため、事前に多額の現金等を準備する必要がなくなります。（直接支払制度）

なお、

- ※出産費用が42万円未満で収まった場合は、ご本人様はその差額をご加入の医療保険者（国民健康保険など）に請求することができます。
- ※直接支払制度の利用を希望されない場合は、従来の支払方法（出産後の事後払い）の利用も可能です。（ただし、出産費用を、病院等にいったんご自身で支払うこととなります。）

詳しいお尋ねは

住民福祉課（44-0313）までお願いします。



▶▶▶ 水上村不妊治療費補助事業について ▶▶▶

◇水上村不妊治療費補助事業概要◇

少子化対策を推進する一環として、子どもに恵まれない夫婦の不妊治療に要する経済的負担を軽減します。

○対象者

- ・村内に1年以上住民登録をし、引き続き1年以上居住の見込みのある戸籍上届けのある夫婦（外国人登録原票等で婚姻の確認ができる夫婦）で次の要件が必要
- ・いずれかの保険加入のこと
- ・村税等徴収金の滞納がないこと

○対象となる治療

- ・不妊治療をするための検査費用
- ・特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）：熊本県特定不妊治療費助成事業と合わせて補助を受けられます。
- ・一般不妊治療：各医療保険から給付を受けられる治療、保険外治療も受けられます。
- ・2人、3人目の不妊治療も受けられます。
- ・1年1回を限度に、通算3回まで受けられます。

○補助金額

- ・治療に要する検査及び一般治療、特定治療に要する費用のうち本人負担額の2分の1に相当する額（千円未満切り捨てた額）で一回当たり10万円を限度とします。

○申請等

- ・補助の認定申請：診断書、治療等受診（計画）証明書、戸籍謄本、住民票を提出してください。
- ・補助金申請：医療機関発行の領収書

○補助の適用

- ・平成19年4月1日以後開始した不妊治療

お問い合わせ先
水上村役場住民福祉課
TEL 44-0313

9月1日スタートの「ホッと館」をご存じですか？

ホッと館とは・・・

生後6ヶ月から小学3年生までの児童で、学校や保育園等を休んで安静が必要なお子さんを公立多良木病院で預かり、保育や看護を行う所です。

「子どもが体調を崩したのに仕事を休めない・・・」、「入院はしなくていいが、保育所には預けられない」などの緊急時に大変苦労した方もたくさんおられる事でしょう。

そんな時こそ「ホッと館」をご利用下さい。



この制度に力を注がれた公立多良木病院小児科医の師井先生は、5年ほど前から署名運動を行うなど、病児・病後児保育事業の必要性を重視して来られました。そして、病院の増改築等に伴い、今年9月1日に保育事業がスタート。先般、公立多良木病院旧5階病棟西側にある「ホッと館」を訪ねてみました。

当日は、3名のお子さんが胃腸炎などで病児保育中。そして、保母さんの腕の中には、心地よく眠る小さい子どもの姿がありました。

ホッと館には、看護師、保育士が常駐し、保育される子供の人数によってスタッフが招集されます。そして、何より保育中の様態の急変には、いち早く対応できることの安心感。

「子供の安全と親が安心して預けられるよう頑張りたい」と事業へ踏み出した保育現場からの声を聞くことが出来ました。

また、これまで利用された方々は、「本当に良かった」と感謝の言葉。まだ始まったばかりの病児・病後児保育事業ですが、これから、たくさんの人に知ってもらい、そして、少しでも皆さんの役に立てばと、師井先生は、保育現場で働く保母さんや看護師さんとの連携を大事にされておられました。

皆さんもお子様がお病気で、保育が必要なときには是非ご利用下さい。(見学のみ可)

1) 利用対象者

- ・生後6ヵ月から小学3年生までの児童で、医療機関による入院治療の必要はないが集団保育等が困難で、かつ保護者の勤務などの都合により家庭で看護を行うことが困難な児童

2) 登録

- ・安全にお預かりするため登録(無料)が必要です。
- ・多良木町、あさぎり町、湯前町、水上村各役場でも登録できます。
- ・利用の際には医師の診断が必要です。(詳しくは下記まで)

3) 開設日時

- ・月から金曜日までの午前8時から午後5時まで
(ただし休日及び12月29日から翌年1月3日までを除く)

4) 利用料金

- ・多良木町、あさぎり町、湯前町、水上村在住の方。
1日2,000円、半日1,000円
- ・上記以外の方は、倍額。
- ・給食 300円
- ・延長料金(午後5時以降) 30分あたり500円

5) 利用予約

- ・朝8時より、小児科医師井先生の診察問診後入室
- ・前日予約もできます。(当日利用も可。)



詳しくは、ホッと館(球磨郡公立多良木病院内) 42-2560
水上村役場 住民福祉課 44-0313

農地制度が変わります！

- 平成 21 年 6 月 24 日、「農地法等の一部を改正する法律」が公布されました。21 年中には、「農地の利用に関する責務規定」を設けた改正農地法等が施行され、新たな農地制度がスタートします。
- 新たな農地制度は、①これ以上の農地の減少を食い止め、農地を確保するとともに、②農地の貸借をやりやすくして、農地を最大限利用することをねらいとしています。

改正のポイントは…

農地を貸したいんだけど…

農地の貸借規制が緩和されます！

- 農地を利用できる者の範囲が拡大されます（一定の要件を満たす必要があります）。

農地の借り受け者の範囲

(改正前) (改正後に追加)

農作業 常時 従業者	農業 生産法人	農作業 常時従業者 以外の個人	農業生産 法人以外の 法人
------------------	------------	-----------------------	---------------------

- 市町村等が農地所有者から委任を受け代理して担い手に貸付等を行う事業が新設されます。



耕作しないでいると…

遊休農地に対する指導が強化されます！

- すべての遊休農地が指導の対象となります。
- 農業委員会が、年 1 回農地の利用状況を調査します。
- 遊休農地の所有者等に対しては、農業委員会が指導・勧告などを行います。



許可なく転用してしまうと…

違反転用に対する罰則が強化されます！

- 違反転用等に対する処分・罰則が強化されます。
- 都道府県知事等による行政代執行制度が創設されます。



事項	現行	改正
①違反転用	3年以下の懲役または300万円以下の罰金 (法人は300万円以下の罰金)	3年以下の懲役または300万円以下の罰金 (法人は1億円以下の罰金)
②違反転用における原状回復命令違反	6ヵ月以下の懲役または30万円以下の罰金 (法人は30万円以下の罰金)	3年以下の懲役または300万円以下の罰金 (法人は1億円以下の罰金)

農地を相続する場合は…

農業委員会への届出が必要になります！

- 相続税によって農地を取得した人は、農地のある農業委員会へ届出が必要になります。
- 届出をしなかったり、虚偽の届出をすると、10万円以下の過料に処せられることとなります。
- 耕作できない場合等は、農業委員会から貸し借り等を受けることができるようになります。



＝新たな農地制度について、詳しくは農業委員会へお問い合わせ下さい＝

水上村農業委員会
Tel 0966-44-0314 Fax 0966-44-0662
keizai@mizukami-mura.com

〈地籍調査事業について〉

◎ 地籍調査の目的

国土調査法に基づき一筆毎の土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行い、その結果を地図及び簿冊に作成することをいいます。地籍調査の成果は、村民及び公共の財産の保全はもとより、土地に関する基礎資料となるものです。

◎ 筆界未定について

「筆界未定」とは、土地所有者双方の主張に食い違いがあり、境界を確認することができなかった場合や、土地所有者等の立会が得られなかった場合の処理をいいます。

「筆界未定」になると、分筆、合筆又は売買などで境界を決めなければならなくなつたときは当事者間で境界を確定し、皆様方の費用で測量などを行い、法務局に地図と面積の訂正を申請しなければならぬこととなり、大変な手間と費用がかかります。

平成二十一年十月より
住民税の年金からの引き落としが始まります。
 〈特別徴収制度〉

六十五歳以上の年金受給者で、住民税の納税義務のある方については、公的年金から特別徴収(天引き)されます。

特別徴収される税額は、公的年金等に係る所得額に応じた税額が対象です。

特別徴収されるのは、老齢基礎年金又は老齢年金、退職年金等のみです。(対象となる方以外(六十五歳未満)の公的年金等に係る所得に対する納税方法は、普通徴収となります。)

これから地籍調査を予定する区域内で境界はつきりしていない箇所がある場合は、役場が調停して境界を決めることはできませんので、関係所有者同士で確定しておかれることをおすすめします。

平成二十一年度は左記の地区を調査対象とする予定です。

美所尾、下笠振、上笠振、下馬場、上馬場、高城、南寛井、下宮原、上宮原(計9字)

※南寛井、下宮原、上宮原、下笠振における土地改良事業に係る土地について、地籍調査の成果と同等の地図(不動産登記法第14条第1項の地図)がある箇所については、地籍調査対象外となりますので、現地調査は実施いたしません。

不明な点がありましたら、左記までご連絡ください。

〈お問い合わせ〉

水上村役場 税務課 地籍調査係
 TEL 四四一〇三一六(直通)

また、年金所得とその他の所得(給与所得・農業又は営業等)がある方は、年金からの特別徴収(又は普通徴収)と給与からの特別徴収(又は普通徴収)での納税となります。

なお、該当者の方は、六月に通知しました平成二十一年度 村民税・県民税納税通知書の年金からの特別徴収額欄に金額が記載されておられる方のみです。

※この制度は、納税方法を変更するものであり、新たな税負担が生じるものではありません。

※詳しくは、水上村役場税務課住民税係にお問合せ下さい。(電話四四一〇三一六)

税務課からのお知らせ

10月11月分の各種村税については下記のとおりです。納期限内納付にご協力ください。

10月	11月
固定資産税・・・2期	村民税・・・3期
国民健康保険税・・・6期	国民健康保険税・・・7期
後期高齢者医療保険料・・・6期	後期高齢者医療保険料・・・7期
介護保険料・・・4期	
◎口座振替日:平成21年10月26日(月)	◎口座振替日:平成21年11月25日(水)
※納期限:平成21年11月2日(月)	※納期限:平成21年11月30日(月)
取扱金融機関・・・球磨地域農業協同組合、郵便局、肥後銀行、熊本県信用組合、熊本ファミリー銀行の各店舗または役場会計室	

水上村においても負担の公平を図るため、滞納処分(差押え等)を行っております。悪質な滞納者に対しては動産(自動車や電化製品)等の差押えを行う事となりますので、今後も納税のご協力をお願いします。

◎滞納処分の実績

平成20年度		平成21年度(9月末まで)	
所得税還付金差押	21件 (522,339円)	預金差押	27件 (90,187円)
預金差押	30件 (380,063円)	債権差押	3件 (86,380円)
債権差押	6件 (59,929円)	合計	30件 (176,567円)
合計	57件 (962,331円)	不動産差押(建物)	2件
不動産差押(土地)	6件		

水上村役場 税務課 TEL 44-0316

平成21年4月から 基礎年金国庫負担割合が改定されました！

基礎年金の給付は、これまで3分の1が国庫負担でまかなわれていましたが、長期的な負担と給付の均衡を図り、年金制度を持続可能なものとするために平成21年度から、国庫負担割合が2分の1に引き上げられました。

平成21年4月以降の免除期間についての老齢基礎年金及び寡婦年金の計算が変わります。

国民年金保険料	年金額に反映される割合	
	21年3月までの期間	21年4月以降の期間
全額免除	6分の2	→ 8分の4
4分の3免除	6分の3	→ 8分の5
半額免除	6分の4	→ 8分の6
4分の1免除	6分の5	→ 8分の7

(例) 全額免除期間を有する方の老齢基礎年金の計算

平成21年3月以前の全額免除期間が2年(24月)ある場合

→ 24月 × 1 / 3 = 8月

8ヵ月全額納付したものと計算します。

平成21年4月以降の全額免除期間が2年(24月)ある場合

→ 24月 × 1 / 2 = 12月

12ヵ月全額納付したものと計算します。

○お問い合わせ先：水上村役場 住民福祉課 44-0313

お知らせ



「くまよひ祭」の御案内

平成二十一年十月二十五日

(日) 午前十時から午後二時

三十分(遊び場は十二時十五分

まで、作業製品の販売とステー

ジ発表は午後一時五十五分ま

で)まで、多良木町の県立球磨

養護学校において、「くまよひ

祭」を開催いたします。当日

は、小学部の宇宙をテーマとし

た遊び場の開放、そして、中学

部や高等部の作業製品(竹和紙

製品、陶芸品、フェルト製品、

花の苗等)の販売会や、PT

A・賛助団体のバザーを行います。

ステージの部では、賛助団

体の発表や本校児童生徒の熱く

楽しいステージ発表を予定して

います。お誘い合わせのうえ、

是非おいでください。

問い合わせ先

熊本県立球磨養護学校

☎〇九六六一四二一三七九二

「まさか」に備える森林

国営保険

多くの資金や手間をかけなければ

森林の育成には、長い年月と

ばなりません。思いがけない

火災や気象災害で被害を受ける

ことも十分考えられます。

森林国営保険は、火災や気象

災、火山の噴火災をカバーして

おり、保険に加入していた森林

が災害を受けた場合に、その損

害を補てんします。

「森林国営保険」は政府が運

営する、森林所有者のための保

険です。

万が一に備えて、ぜひ加入しましょう。お問い合わせは、お近くの森林組合まで。

ホームページ「学びネットくまもと」のお知らせ

様々な講座を調べたいときは、情報検索サイト「学びネットくまもと」がお役に立ちます！

県内で実施される様々な講座情報がご覧になれます。ご希望の学習内容や開催地域などで、学習情報を検索することができます。

また、県生涯学習推進センターが主催した講座や講師情報も見る事ができます。

実際に開催された一部の講座を音声と資料でご覧いただけるくまもと県民カレッジ主催講座インターネット版も掲載しています。

そのほか、現在生涯学習活動をされている団体やサークルの検索、学習活動の会場として県内の施設の検索ができます。

学びたいあなた、一人一人に役立つ情報がたくさん掲載されていますので、ぜひご利用ください。

↓検索サイトで「熊本県生涯学習推進センター」と検索するか：

→ <http://www.parea.pref.kumamoto.jp/manabi/index.asp>

■問い合わせ先■

熊本県生涯学習推進センター

☎〇九六一三五五―四三二二

☎〇九六一三五五―四三二七

メール

manabi@pref.kumamoto.lg.jp

平成二十一年度くまもと地産地消の家づくり推進事業 あなたのお住まいに県産木材と畳表プレゼント

県内で新築・リフォームをされる方に県産木材・くまもと畳表をセットでプレゼント。

熊本県では、本年三月「くまもと地産地消推進県民条例」が施行されました。そこで、県民の皆様、県産の木材や畳表の使用を通して、県産品の良さを実感してもらい、地産地消への意識を高めていただくために、県産木材とくまもと畳表をセットで

提供します。

多くの方の応募をお待ちして
います。

○事業内容

提供する県産資材（県産木
材とくまもと豊表）

●県産木材

スギ柱材、スギ梁・桁材、
スギ内装材、ヒノキ内装材、
スギ複合構造用合板のう
ち、いずれかをお選びくだ
さい。

●くまもと豊表

畳間の規格にあわせて、
JAS規格の一種表、三種
表のうち、いずれかをお選
びください。

■提供する県産木材数量（新
築の場合）

・スギ柱材の場合 一戸あ
たり九十本を上限とし、
実際に管柱として使用さ
れる本数を提供します。

・柱材以外の場合 申請者
が自己調達により使用す
る県産柱材の相当額（上
限九十本相当）以内の数
量を提供します。

■提供する県産木材数量（リ
フォームの場合）

リフォームに使用する県
産木材の数量の二分の一と
します。ただし、県産スギ
柱材（一〇・五cm角）九十

本相当額を上限とします。

■提供するくまもと豊表の数
量

一戸あたり豊表八枚を上
限とし、実際に必要とされ
る枚数を提供します。

○募集戸数 二百三十戸

ユニバーサルデザイン住
宅募集戸数四十戸を含みま
す。（UD枠の募集期間は平成
二十一年十一月二十一日まで
とします。）

○第三回

■募集期間 平成二十一年十
月十九日（月）～十月三十日
（金）

■募集戸数（予定） 四十戸

■抽選日 十一月七日（土）

○第四回

■募集期間 平成二十一年
十一月十日（火）～十二月一
日（火）

■募集戸数（予定） 十戸程度

■抽選日 十二月四日（金）

○お問い合わせ先

（社）熊本県木材協会連合会
〒八六二一〇九五四 熊本市
神水一丁目十一番十四号（熊
本県木材会館内）

☎〇九六一三八二一七九一九

☎〇九六一三八二一七八九三

<http://www.kumamotoonki.com>

森林教室「九州山地の 森と樹木」に参加しま せんか

九州大学宮崎演習林では一般
の方を対象にした森林教室を開
催します。当演習林は九州山地
の中央部に位置し、天然性の高
い森林を長年にわたり保全して
います。今回当教室では紅葉に
彩られた演習林内で樹木の名前
や森林の機能について解説する
予定です。皆様のご参加をお待
ちしております。

【日時】平成二十一年十月
二十五日（日）午前九時集合午
後四時解散予定

【対象】一般（健脚の方対象
で、小さなお子様は不向きで
す。）

【集合場所】九州大学宮崎演習
林事務所

【内容】森を散策しながら、森
の働きや樹木の特徴などに
ついて解説します。（全行程約五
km、高低差約四〇〇m）

【申込方法】往復はがきに住
所・氏名・年齢・電話番号をご
記入のうえ申込ください。

【定員】二十名（応募者多数の
場合は初参加の方を優先して抽
選）

【参加費】一〇〇円（保険料）

【募集締切】平成二十一年十月

陸上自衛隊 高等工科学校生徒採用試験

◆応募資格

15歳～17歳未満の男子（平成5年4月2日～平成7年4月1日生）

◆受付期間

平成21年11月1日（日）～平成22年1月8日（金）

※ 締切日必着

◆試験日 平成22年1月23日（土）

◆試験場所 熊本学園大学

◆試験科目

①国語・社会・数学・理科・英語（中学校卒業程度の問題）択一式（マークシート）

②作文 500字程度

◆一次合格発表

平成22年2月2日（火）

※ 最終合格発表 平成22年2月26日（金）

◆入校 平成22年4月上旬

◆問い合わせ

自衛隊熊本地方協力本部 人吉地域事務所（TEL 22-4704）

十五日（木）必着

【持参品】印鑑・雨具・水筒・
弁当等

【申込先】九州大学宮崎演習林

〒八八三一〇四〇二宮崎県東
臼杵郡椎葉村大字大河内九四九

kyushu-u.ac.jp

URL: // www.forest.kyushu-u.
ac.jp/miyazaki/index.php

☎〇九八三一三八一〇一六

☎〇九八三一三八一〇一〇四

E-mail: miyazaki@forest.
kyushu-u.ac.jp

URL: // www.forest.kyushu-u.
ac.jp/miyazaki/index.php

チャイルドシート購入に対する助成金があります。

◆対象者：水上村の住民基本台帳に登録され、在住している6才未満の児童のいる家庭

◆補助額：チャイルドシート購入額の二分の一の補助（最高額二万円）

◆手続き：水上村役場総務課に直接申し込んでください。

◆ご家庭で不要となったチャイルドシートをお持ちの方、また「譲ってほしい」「貸してほしい」と希望される方は、左記までご連絡ください。
チャイルドシートの再活用をお手伝いしたいと思います。

◆お問い合わせ・連絡先◆
水上村役場総務課電話四四一〇三二一



赤ちゃん紹介



廣末 ^{ねね}寧々ちゃん（女）
（平成21年6月28日生まれ）
水上村大字岩野
父：伸吾さん 母：真奈美さん
いつも元気で笑顔でいてね。



那須 ^{あれん}亜蓮ちゃん（男）
（平成21年7月15日生まれ）
水上村大字岩野
父：竜太郎さん 母：緑さん
一緒にバスケットできる日を楽しみにしています。お姉ちゃんと仲良く元気に育ててください。

お父さん、お母さんより



笹木 ^{みお}滯ちゃん（女）
（平成21年7月21日生まれ）
水上村大字岩野
父：薫さん 母：瞳さん
颯兄ちゃんと仲良く
すくすく大きくなってね。



よろしくね！

10月のごみ収集…もったいないの心がつくる 3R(リデュース・リユース・リサイクル)推進

日	月	火	水	木	金	土	資源ごみ / 燃えないごみ	
				①	← 2	← 3	1日: 燃えないごみ 鉄くず、ガラス、陶器	
4	⑤	6	7	⑧	← 9	← 10	8日: アルミ缶・スチール缶 透明びん・茶色びん	
10	11	⑫	13	14	⑮	← 16	← 17	15日: 燃えないごみ 鉄くず、ガラス、陶器
18	⑲	20	21	⑳	← 23	← 24	22日: アルミ缶・スチール缶 透明びん・茶色びん	
25	26	27	28	29	← 30	← 31	29日: 燃えないごみ 鉄くず、ガラス、陶器	

燃えるごみ: 5日・12日・19日・26日

今月のごみ事情… 10月は3R運動推進月間です

3R運動とは…

- ①リデュース: ゴミになる物を買わない
- ②リユース: 使える物は繰り返し使う
- ③リサイクル: 資源として再利用する

地球温暖化が深刻化しています。
ライフスタイルを見直し日頃から省エネを。



10月はリデュース・リユース・リサイクル推進月間(略称: 3R推進月間)です。

一人ひとりが、自らのライフスタイルを見直し、“3R”(廃棄物等の発生抑制(Reduce)、再使用(Reuse)、再生利用(Recycle))の推進に関する理解を深め、循環型社会の形成への取組をより一層推進していくことが叫ばれています。

☆具体的には

- ・レジ袋を断り、マイバッグ(買い物袋)を使う。(レジ袋3枚30g)
- ・詰め替え商品を選ぶ(シャンプー等容器50g)
- ・生ごみの水切りを徹底する(4人家族の1日分生ごみの一人当たりの水分80g)
- ・包装はできるだけ少ないものを選ぶ。(包装紙20g)
- ・必要なものを必要なだけ購入する。(食品ごみ120g)などを提案しています。

「おいしい相良藩、食べきり運動」・・・推進中

☆☆☆ クリーンプラザから☆☆☆

人のうごき

平成21年8月末現在

●今月の人口●

男 ……1,209人
女 ……1,351人
計 ……2,560人
戸数 ……936戸

村花 ……シャクナゲ
村木 ……スギ
村鳥 ……セキレイ



村花「シャクナゲ」

10月の行事予定

- 10月4日(日) 福祉団体体育祭(古屋敷運動広場)
 - 10月10日(土) 保育所合同運動会(岩野保育所)
 - 10月17日(土) えびす祭(村民体育館駐車場)
 - 10月25日(日) 福祉と文化の集い(村民体育館)
 - 10月30日(金) 水上中人権教育研究発表会(水上中学校)
- ※予定ですので、変更になることがあります。



みなさんの安全のために! 水上村交通安全指導員カーブミラー清掃

8月23日(日)、村内の交通事故防止のため、水上村交通安全指導員の方々が村内のカーブミラーを清掃。早朝から、丁寧に磨いていただき、とてもきれいになりました。ありがとうございました。皆さんも交通事故防止に努めましょう！

元田 京一 作品シリーズ (144)



はなみずき
花水木(水木(みずき)科)

開花時期は、4月下旬から5月上旬。秋につける実は複合果で赤い実です。原産地は北アメリカ。

日本における植栽は、1912年に当時の東京市からアメリカワシントンD.C.へ校(ソメイヨシノ)を贈った際、1915年にその返礼として贈られたのが始まりです。

花言葉:「私の思いを伝へてやる」(仲)「返礼」(謝)「誰かかなぬ」